

報告第 4 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 2 7 年 2 月 1 7 日提出

市川市長 大 久 保 博

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

平成２７年１月２１日

市川市長 大 久 保 博

記

個別外部監査契約の締結について

平成２３年度から平成２５年度までの各年度において、市川市議会の各会派に対して支出された政務活動費（政務調査費）のうち、切手の購入に係る経費、備品購入費、市内視察に係る経費及び会報の作成に係る経費に関する監査について、監査委員の意見を求めた上で、次のとおり個別外部監査契約を締結する。

１ 契約の相手方 住所 東京都新宿区

氏名 菅田 裕之

資格 公認会計士

２ 市長からの個別外部監査の要求に係る事項

平成２３年度から平成２５年度までの各年度において、市川市議会の各会派に対し支出された政務活動費（政務調査費）のうち、切手の購入に係る経費、備品購入費、市内視察に係る経費及び会報の作成に係る経費が地方自治法に基づく市川市議会政務活動費の交付に関する条例、市川市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則等に照らし適正に使用されているかについて

３ 契約の期間 平成２７年１月２２日から同年３月２５日まで

４ 契約の金額 ９，０００，０００円を上限とする額

市川第 20150120-0201 号
平成 2 7 年 1 月 2 0 日

市川市監査委員 様

市川市長 大久保 博

個別外部監査契約の締結に対する意見聴取について

このことについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 4 1 第 4 項において準用する同法第 2 5 2 条の 3 9 第 6 項の規定により、次のとおり個別外部監査契約を締結することについて意見を求めます。

1 契約の相手方 住所 東京都新宿区

氏名 菅田 裕之

資格 公認会計士

2 市長からの個別外部監査の要求に係る事項

平成 2 3 年度から平成 2 5 年度までの各年度において、市川市議会の各会派に対し支出された政務活動費（政務調査費）のうち、切手の購入に係る経費、備品購入費、市内視察に係る経費及び会報の作成に係る経費が地方自治法に基づく市川市議会政務活動費の交付に関する条例、市川市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則等に照らし適正に使用されているかについて

3 契約の期間 平成 2 7 年 1 月 2 2 日から同年 3 月 2 5 日まで

4 契約の金額 9, 0 0 0, 0 0 0 円を上限とする額

報告第42号の参考2

市川第 20150120-0236 号

平成 27 年 1 月 21 日

市川市長 大久保 博 様

市川市監査委員

川 上 親 徳

同

白 土 英 成

個別外部監査契約の締結に対する意見聴取について（回答）

平成 27 年 1 月 20 日付け市川第 20150120-0201 号で意見を求められた標記の件については、異議ありません。